

第6章 史跡の保存管理

第5章に示した保存管理の基本方針にもとづき、その詳細を第6章にて示す。

6-1 保存管理の方向性

(1) 継続的な調査研究と重要遺構の恒久的な保存

史跡の調査報告は平成31年3月に『史跡興国寺城跡調査報告書』が刊行されているが、報告書内では調査の課題も述べられており、特に本丸の発掘調査においては、より詳細な曲輪内の構造把握を目的として令和元年度から追加調査を実施している。このように史跡の調査研究は、報告書の刊行をもって終了するものではなく、周囲の文化財の調査研究等も参照しつつ、情報をアップデートしながら継続して検討していくことが望ましい。調査研究は、史跡の本質的価値である遺構群の恒久的な保存における基礎であると位置づけ、次の項目については重点的に取り組んでいく。

- ①史跡の保存のために速やかな公有地化を図る。
- ②公有地化後は確認調査を行い、価値を顕在化する。検出した遺構やこれと関連する遺物については引き続き調査研究を進め、史跡の価値をより明確にするとともに、調査研究成果に基づいた適切な保存管理に努める。
- ③調査研究成果は書籍等の刊行物やWEB媒体などで可能な限りわかりやすく公表する。これによって史跡へ興味関心をもつ人を増やすとともに、史跡の保存管理を担う人材の育成、仕組みづくりの研究も進める。

(2) 円滑な指定地の管理

指定地の管理については周辺環境との調和を図りながら、以下の項目について重点的に取り組む。

- ①土地所有者や地元住民と合意形成を図りつつ、沼津市教育委員会以外の関係機関とも連携し、官民協働で史跡の保存管理に努める。
- ②指定地内は、かつて市街地化が進行していたことから、遺構の残存状況が地点により様々である。このため、ゾーニングに基づいた区域ごとの保存管理方法を検討する。

(3) 史跡の構成要素に関する基本的な考え方

第3章にて示した「価値の総体」に関わる史跡の構成要素と基本的な考え方は以下のとおりとする。

(I) 史跡の本質的価値を構成する要素

興国寺城跡の本質的価値を構成する要素とは「環境」「歴史の重層性」「城郭遺構」の3点に整理される。

「環境」とは、愛鷹山の尾根の先端という「地形」、交通の要衝としての「立地」、かつての城主たちも望んだであろう「景観」の他、現在も残る「湧水」もこの要素に含める。

「歴史の重層性」とは、北条早雲（伊勢宗瑞）旗揚げの地として伝わり、以後領国の境目の城として江戸時代初期まで地域の拠点城郭であったことを鑑み、江戸時代初期の遺構と重複する戦国期の「地下遺構」を構成要素と位置づけるが、あわせてこの価値を補完する出土遺物や文献史料は（Ⅱ）「史跡の本質的価値と関連する要素」とする。

「城郭遺構」とは、現在にもその様相をとどめる「曲輪、伝天守台、石垣、大土塁、大空堀」等のほか、埋蔵されている「地下遺構」も歴史の重層性と重複させながら、この要素に含める。

(II) 史跡の本質的価値と関連する要素

本質的価値と関連する要素とは「出土遺物」、「文献・絵図史料」等であり、史跡内に存在しなくともその価値を発揮することのできる要素をここに位置づける。また史跡外に存在する興国寺城跡と関連する「寺院」やそこに残されている「遺品」、現代的な形となっているが旧「街道」等も史跡を語る上で重要な要素であるため、ここに含める。

(III) その他の要素

史跡内には近世以降に設置された高尾山穂見神社や神社へ至る道路、湧水を利用した弁天池や井戸などの諸施設、近代以降に作られた北条早雲や天野康景を顕彰するための石碑、自然景観を成す植栽、現代の生活にかかわる主要地方道三島富士線、コンクリート擁壁、電気施設等がある。これらは史跡の本質的価値を構成する要素には該当しないが、城跡の土地利用の履歴を示すものや現在においても必要不可欠なものも含まれる要素もあるため、(III)として整理する。

(I) は史跡内、(II) は史跡外にてその価値を将来に渡って継承していくことから、継続的な調査研究や持続的な管理を行っていく。(III) は、史跡の理解や利用の増進に資する諸施設等や植栽については、引き続き史跡内にとどめるが、史跡の本質的価値を阻害し、景観にそぐわない構造物や植栽については、今後の利用価値を検討した上で撤去の対象とする。

6-2 保存管理の区域と方法

(1) 区域の概要

史跡指定地内には遺構、既存施設の有無、地形の特徴など保存管理における条件が様々存在する。これらを特徴に合わせてゾーニングすることが適切な維持管理には不可欠であるため、指定地内及び周辺環境を構成する区域を第6-1図・第6-1表のとおり分類する。なお、本区域は平成11年に策定した「興国寺城跡保存管理計画」にて示されたものを踏襲しつつ、現状に合わせて一部修正したものである。

区域は、史跡指定地内において遺構が密に存在する「中枢部：A区域」、城域を画する斜面地や外堀など遺構が存在するものの、性格が曲輪内とは異なる「縁辺部：B区域」、史跡内に存在する「道路：C区域」とする。そして史跡範囲外であるが「隣接地：D区域」を設定する。さらにこの各区域を条件によって算用数字を用いてA1区域のように細分する。

(2) 史跡指定地内の区域と保存管理の方法

「A区域」は、(I)の要素をもった中枢部の遺構が存在する区域で、伝天守台、本丸、二ノ丸、三ノ丸、北曲輪、清水曲輪、清水曲輪(小)を対象とする。さらに「A区域」を「A1：曲輪内」「A2：土塁・大空堀」、本丸内であるが、移転が困難な「A3：神社地」に細分する。

「B区域」は縁辺部に位置する区域で、「B1：曲輪外の斜面地」と「B2：外堀」とする。

「C区域」は指定地内に存在する道路3本で、西外堀を通して史跡の北へ抜ける「C1：公衆用道路(根古屋431)」、東外堀から清水曲輪を経由して北へ抜ける「C2：公衆用道路(根古屋386-8)」、東外堀から清水小曲輪へ至る「C3：公衆用道路(根古屋353-2他)」とする。

【A1区域】

主に平坦地もしくは微傾斜地であり、活用事業の実施も容易な区域である。公有地内では、これまでも遺構の内容確認調査を実施してきたが、引き続き調査を計画的に実施して本質的価値を顕在化する。さらにはその価値や史跡の魅力を発信できるよう他の区域よりも重点的に維持管理及び保存活用措置を講ずることを原則とする。また遺構の状況を見学者に知ってもらうための積極的な整備も検討する。

【A2 区域】

土塁の天端や空堀の堀底を除いては傾斜地であり、見学者の進入が容易でない地点もある。遺構の内容確認調査は、トレンチなどの限定的なものであり、土塁の基部もしくは空堀の堀底まで調査を行ったのはごく一部となっている。しかし土塁や空堀は城の内部を区画する史跡における重要な遺構群であり、急傾斜地であって、見学者が立ち入れなくとも、除草や伐採など適切な維持管理を図って遺構の保存を図ることを原則とする。また発掘調査等で得られた成果については、安全面を考慮した上で適切な情報発信を実施する。

【A3 区域】

(Ⅲ) に位置づけられる神社地については、江戸時代から鎮座し、地域文化に根付いていることや地元からも強い要望がある。このことから、現状では移転を検討せず、本丸内ではあるものの、A1 区域とは異なる保存管理の取扱いとする。さらにこの区域には史跡内を通る電柱や神社地管理用道路など、史跡とは直接関わらない諸施設もあるが、史跡の理解に供する施設（史跡解説板やパンフレットボックス、トイレ、北条早雲や天野康景を顕彰する石碑）もある。こうした施設等については、今後も管理者との理解・協力のもとで適切な維持管理を図っていく。

【B1 区域】

曲輪外の斜面地であり、台風等で度々倒木被害が発生しているため、崩落などのき損が無いよう、植栽の適切な維持管理に努める。B1 区域は (Ⅰ) の要素を持たない区域であるが、斜面地は曲輪を区分する上で必要なものであることから、(Ⅰ) の要素と同等に扱う。

【B2 区域】

現況は大部分が平坦地となっているが、浮島沼を利用していることから (Ⅰ) の要素を含む。ただし、一部には雨天時は水はけが悪く、ぬかるみとなる箇所もある。また現代の自噴井戸等 (Ⅲ) の要素も見られる区域である。発掘調査は限定的にしか実施しておらず、未調査となっている箇所も多いが、西外堀では石積や杭列等を検出している。

A 区域と比べて (Ⅰ) の要素が乏しいことから積極的な復元整備や活用の必要性は少ないが、B2 区域は史跡と市街地との緩衝地帯（バッファゾーン）となっていることから、A 区域がより城郭空間として顕在化できるよう、電柱やコンクリート擁壁などの現代構造物の除去、現地形の保護と除草・伐採などの植生の管理を実施する。また必要に応じて発掘調査を行い、結果に基づいた適切な遺構の保存を図る。

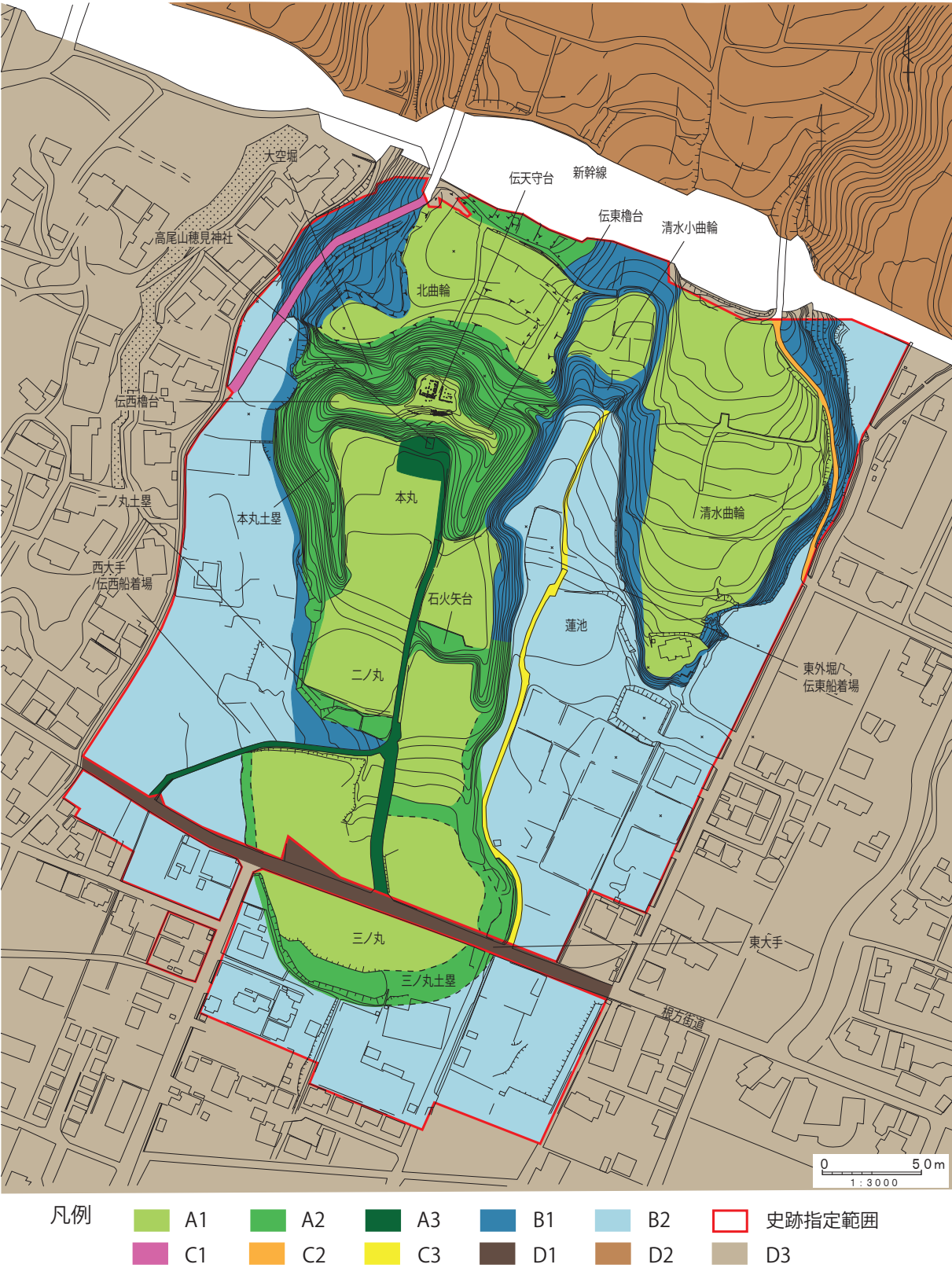
【C1 区域】

C1 区域は西外堀から北へ上っていく斜面地で、主に地域住民により利用される公衆用道路であるが、近年では駿河湾沼津スマートインターチェンジより降りる車がこの道を抜け道として利用することがある。道路西側には住宅地が広がっており、急傾斜地となっている指定地内から道路や住宅地へ伸びる樹木等が日常生活へ影響を与えている。現状の利用を鑑みて道路の除却は検討しないが、D3 区域の住民の安全を確保するために、指定地内から伸びる樹木等の剪定は恒常的に実施する。また道路管理上必要かつ軽微なメンテナンスの際には地下遺構の有無を確認する。

【C2 区域】

C2 区域は、東外堀から清水曲輪へ至る公衆用道路である。清水曲輪は一部を除いて公有地化されたことから、近隣住民の利用はほとんどなくなっているが、JR のメンテナンスなどで車両の通行が定期的にある。車両を用いて (Ⅰ) の要素である清水曲輪に至るには C2 区域を通るしかなく、JR のメンテナンス利用があるため、除却は行わない。

現状では通行の妨げにならないよう、C1 区域と同じく、指定地内から伸びる樹木等を適切に維持管理し、道路管理上必要かつ軽微なメンテナンスの際には地下遺構を確認する。



第 6-1 表 興国寺城跡区域の説明

地区区分	細分	区分の説明	保存管理の方法
A 区域	A1 区域	中枢部 曲輪内	・ 調査研究を継続実施 ・ 史跡の価値を顕在化するための適切な維持管理 ・ 史跡の価値を発信する活用、整備事業の実施
	A2 区域	中枢部 土塁・大空堀	・ 調査研究を継続実施 ・ 史跡の価値を顕在化するための適切な維持管理 ・ 史跡の価値を発信する活用、整備事業の実施
	A3 区域	中枢部 神社地	・ 管理者と協議しながら適切な維持管理
B 区域	B1 区域	縁辺部 曲輪の斜面地	・ 調査研究を継続実施 ・ 史跡の価値を顕在化するための適切な維持管理
	B2 区域	縁辺部 外堀	・ 公有地化の推進 ・ 調査研究を継続実施 ・ 史跡の価値を顕在化するため適切な維持管理
C 区域	C1 区域	西外堀を通る公衆用道路	・ 管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る
	C2 区域	東外堀から清水曲輪へ至る公衆用道路	・ 管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る
	C3 区域	東外堀から清水小曲輪へ至る公衆用道路	・ 管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る
D 区域	D1 区域	三ノ丸を横断する県道	・ 管理者の協力の下、適切に地下遺構の保存を図る
	D2 区域	新幹線以北 周知の埋蔵文化財包蔵地	周知の埋蔵文化財包蔵地として内容確認を行い、遺跡の保護に努める
	D3 区域	外堀（浮島沼）	史跡のガイダンス施設及び便益施設の設置を検討する。

【C3 区域】

C3 区域は、東外堀から清水小曲輪へ至る公衆用道路である。(I) の要素であり、周囲の公有地化が進行していることから、本道路の利用は概ね見学者のみとなっているが、一部民有地が清水曲輪にあることから住民の利用もある。史跡の散策路として利用されているが、管理用道路としての機能も有していることから、当面は現状維持とし、指定地から伸びる樹木等を適切に維持管理して道路管理上必要かつ軽微なメンテナンスの際には地下遺構を確認する。

(3) 史跡指定地外の区域

史跡指定地外を D 区域とし、「D1：主要地方道三島富士線」「D2：新幹線以北」「D3：B 区域より外側」とする。

【D1 区域】

D1 区域は県道で、幅は狭いものの、(I) の要素である三ノ丸を分断しており、三ノ丸全体を見学する場合は道路の横断が必要となる。発掘調査では県道挟んで南北両側の調査を実施しているが、東大手に関わる遺構を検出することができなかったことから、東大手の遺構は道路下にある可能性が高い。

史跡の理解や利用を阻害している道路であるが、現在も交通量が多い道路であるため、沼津市の都市

計画において、史跡の南側に「都市計画道路金岡浮島線」を新設して交通渋滞等の解消を目指している（第4-1図参照）。新設されれば、D1区域の交通量の減少が見込まれるが、現状では追加指定は現実的でないため、関係者と調整を行って各種工事等によって遺構が損なわれないように努める。

【D2区域】

主に茶畑で、C1区域を通して本区域に至る。周知の埋蔵文化財包蔵地である根古屋丸尾遺跡などが所在する（包蔵地地図は第2-6図を参照）。こうした遺跡群の調査は限定的であるものの、中世に位置づけられる遺構は現在のところは発見されていない。ただし、『興国寺城跡保存整備基本構想』では、史跡の北東に位置する魔王第六天古墳の上には城の鬼門として魔王第六天が祭祀されていた可能性があり、この付近まで城跡の範囲に含まれると推定している。そのため、同書では史跡の保存する範囲として設定していた。

しかし北曲輪等の調査が進展し、さらには昭和27年撮影の航空写真には今の新幹線のあたりに三日月堀が写っていることから、この古墳が飛び地のように利用されたとしても、城郭本体としての北限は新幹線以北には及ばないと考えられる。このため、『保存管理計画』でも史跡としての保護範囲から外れており、本書でもこの方針を踏襲する。

したがってD2区域の公有地化を進めることはないが、沼津市の都市計画において、城の北側約200mには東駿河湾環状道路が計画されていることから、この計画に伴って周知の埋蔵文化財包蔵地については内容確認を行い、この成果に基づいた適切な保存管理に努める。

【D3区域】

住宅等が展開する区域である。史跡の西側は古絵図において「侍屋敷跡」とあり、現在は周知の埋蔵文化財包蔵地である「興国寺城跡」に登録されている（第2-6図）。この範囲内には天正18年に入城したとされる河毛重次の菩提寺である本法寺があり、寺内には土塁や空堀の痕跡も認められる。寺院やこの地の遺構は（II）の要素に位置づけられるが、これらを除いて包蔵地内で実施されている水道工事等における立ち会い調査等では中世遺構の検出例はない。したがって今後も継続して埋蔵文化財包蔵地として遺跡の内容確認に努める区域である。

史跡の南側は住宅地のほか、事業所等が展開している。現在、史跡内には沼津市が設置したガイダンスやトイレ（神社地にある地元自治会管理のものを除く）、駐車場（暫定駐車場を除く）などの便益施設が存在しないため、史跡指定範囲外であるものの、D1区域に記した都市計画道路との調整を図りつつ、B2区域に隣接するD3区域にこうした諸施設の設置を検討する。

6-3 現状変更の取扱い基準

ここでは、史跡指定地内における現状変更の対象行為を上げ、区域ごとにその取扱い基準を示す。

（1）現状変更の対象行為

「文化財保護法」（以下、「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

「ただし、現状変更等については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」とされている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち、一部については、都道府県・市の教育委員会（興国寺城跡は沼津市教育委員会）に許可の権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という）第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な

取扱い基準は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という）が定められている。なお、本内容については本節（１）－②に詳述する。

①現状変更等の内容

ア 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的な変更を伴う一切の行為をいう。

興国寺城跡において想定される現状変更行為には、土地所有者・土地管理者・公共公益施設の管理者・史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

- １．建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- ２．工作物の設置、改修、除却
- ３．土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
- ４．木竹の伐採、植栽
- ５．地下埋蔵物の設置、改修
- ６．発掘調査等学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為（１～４も含む）

イ 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の観点から見て、将来に渡って支障をきたす行為をいう。

興国寺城跡において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

②現状変更等の許可申請のうち沼津市教育委員会が処理する事務

法125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第5条第4項に基づき、沼津市教育委員会が行う。

ア 掘削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の設置・除却

階数二階以下で、かつ地階を有しない建築面積120㎡以下の木造または鉄骨造の建築物で、2年以内の期限を限って設置されるものに限る。

イ 建造物等の除却

建築又は設置の日から50年が経過していない建造物等に限る。

ウ 工作物の設置、改修もしくは除却

改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更を伴わないものに限る。

エ 道路の舗装もしくは修繕

それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

オ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除却。

カ 地下埋設物の設置又は改修

電線、ガス管、水道管の設置又は改修（設置の際に土地の掘削を伴い、かつその範囲が現状の範囲を超える場合には国許可が必要）。

キ 6－4に示す現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

③現状変更等の許可を要しない内容

法 125 条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、以下の行為は許可を要しないとされている。

ア 維持の措置

史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、以下の行為をする場合は許可を要しない。

- ・その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。
- ・き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- ・当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のための必要な応急措置

- ・災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止・拡大防止のための応急的な措置。

ウ 保存への影響が軽微な土地等の維持管理行為

- ・史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な管理行為。
- ・史跡や公園の周知、普及等のために管理運営の一環として行うイベント等行催事や指定地内の土地所有者である団体の行事等に伴う仮設物の設置。ただし仮設物については掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

なお、上記に掲げる行為であっても、第 6-2 表 において文化庁が許可権者とされている行為の場合は現状変更等の対象となる。

(2) 現状変更等の取扱い基準

①取扱いの原則

ア 興国寺城跡にかかわる現状変更等については、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に資するもの以外の行為は原則認めないものとする。

イ 許可の条件として、史跡地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡の景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が最小限であること、当該地の歴史的経緯や各種調査成果を十分に踏まえるものとする。

ウ 史跡の保存管理・活用・整備等を図っていく上で必要な行為は、「事務処理基準」に示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当するか判断し、必要に応じて遺構の保護や確認調査、市教育委員会の立ち会い等の条件を付すこととする。

エ 史跡の保存管理・活用・整備を図っていく上で必要な行為であり、史跡の保存に影響を及ぼすことが明らかなものについては、その行為の必要性和史跡への影響を考慮して、その都度判断する。

なお、史跡への影響については、第 3 章に示した史跡の本質的価値を勘案するものとする。

②区域別現状変更等の取扱い基準

【A 区域】

ア 各種調査

調査の目的が史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、整備調査委員会による指導を得たものについては認める。

第6-2表 許可権者の一覧

種別	事例	行為	許可権者
各種調査	発掘調査 保存のための必要な試験材料の採取 防災関連調査	掘削行為	文化庁
史跡の修復・整備	史跡整備に伴う工事	整備計画に基づく内容	文化庁
史跡整備以外での地形の改変	土木工事（原則不可）	掘削、盛土、切土、その他遺構に影響を与える土地の改変	文化庁
建築物	高尾山穂見神社 個人住宅 商業施設（倉庫等含む）	増築、改築、改修	文化庁
		除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの）	市教育委員会
		形状、色調等に変更のない修繕	不要
	2年以内の小規模仮設建築物	改築、改修、除却	市教育委員会
工作物	コンクリート擁壁 電気設備（監視カメラ、照明、電柱、分電盤等） 手すり、擬木階段 トイレ 神社関連工作物（鳥居、手水鉢、説明板） 物置 石碑	設置（土地の掘削、盛土、切土、その他の土地の改変を含まず、管理上必要なもの）	市教育委員会
		改修、除却（建築又は設置の日から50年を経過したもの）	文化庁
		改修、除却（建築又は設置の日から50年を経過していないもの）	市教育委員会
地下埋設物	上下水道管 電線（ライフラインに関わるもの）	新設（原則不可）	文化庁
		改修（土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えないもの）	市教育委員会
木竹	—	維持管理上必要な伐採	市教育委員会
		大規模な面的伐採	文化庁
		抜根	文化庁
		植栽	文化庁
		保存への影響が軽微な木竹の剪定	不要
史跡の維持管理	—	病虫害等による植物の被害拡大防止のための伐採および除去	不要
		枯損木や倒木の処理（き損届の提出の上、実施する。き損以前の状態に復旧する以外の工事は現状変更行為の対象となる。）	不要
		薬剤散布、除草等日常管理	不要
復旧工事	自然災害によるき損	降雨等による土砂の流出に対する応急措置	不要
		史跡の構造に影響を与える復旧工事	文化庁
催し	—	土地を改変して行う催事用の仮設物の設置	文化庁
		催事用仮設物の設置	市教育委員会

ウ 史跡整備以外での地形の改変

原則認めないが、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の本質的価値に資するもの以外の建築物は除却し、新設は原則認めない。ただし A3 区域に鎮座する神社については、遺構の保護に影響がないものは認める。

オ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則除却し、整備調査委員会による指導を得たものについてのみ認める。ただし A3 区域に敷設されている工作物は、遺構の保護に影響が軽微ものは認める。

カ 地下埋設物の設置・改修

原則認めないが、A3 区域に敷設されている地下埋設物は、現状の規模を超えない範囲で、かつ遺構の保護に影響がないものは認める。

キ 木竹の伐採、抜根、植栽

6－4の方針に基づき、伐採は、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。新たな植栽は、史跡の保存管理・活用のために必要な保護、修景を目的としたもので、専門委員の指導を得て史跡や景観への影響が必要最小限と判断されるものは認める。

【B 区域】

ア 各種調査

B1 区域は法面保護に資する調査については認める。B2 区域は遺構確認調査が未実施範囲もあるため、史跡の保存管理・活用・整備を行う上で必要なものであれば、範囲を必要最小限にとどめて認める。

イ 史跡の修復、復元

各種調査の成果に基づいたもので、整備調査委員会による指導を得たものについては認める。

ウ 史跡整備以外での地形の改変

原則認めないが、遺構の保護及び史跡の整備等の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の本質的価値に資するもの以外の建築物は除却し、史跡の整備等の保存活用のために必要なもの以外は、新設は原則認めない。

オ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存管理・活用に資するもの以外の工作物は原則除却し、新設は委員会による指導を得たものについてのみ認める。

カ 地下埋設物の設置・改修

整備に伴うもの以外は設置・改修ともに原則認めない。

キ 木竹の伐採、抜根、植栽

6－4の方針に基づき、伐採は、史跡の保存管理・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。新たな植栽は、史跡の保存管理・活用のために必要な保護、修景を目的としたもので、専門委員の指導を得て史跡や景観への影響が必要最小限と判断されるものは認める。

【C 区域】

ア 各種調査

道路の維持管理のための補修等が発生し、その調査のため地下掘削する場合、沼津市教育委員会が立ち会って地下遺構の確認を行う。

イ 史跡の修復、復元

管理者との協議のうえで内容を検討し、専門委員による指導を得たものについては認める。

ウ 史跡整備以外での地形の改変

原則認めないが、史跡の保存活用のために必要なもので、史跡や景観への影響が必要最小限であるものは認める。

エ 工作物の新設、改修、除却

道路の維持管理に必要で、史跡への影響がないものについては認める。

オ 地下埋設物の設置・改修

周辺環境の維持管理に必要で、現状の規模を超えず、史跡への影響が必要最小限であるものについては、沼津市教育委員会が立ち会って地下遺構の確認を行うことを条件に認める。

(3) 都市公園法における一時使用許可

一般公開にあたっては、興国寺城跡は都市公園法による都市公園となる予定である（『沼津市緑の基本計画』）。このため、都市公園となった以降は、一時使用においても都市公園法に基づく諸手続きを行う。史跡地内を利用する催し等の利用にあたっては一時使用の申請を沼津市教育委員会に提出する。

6-4 植生管理について

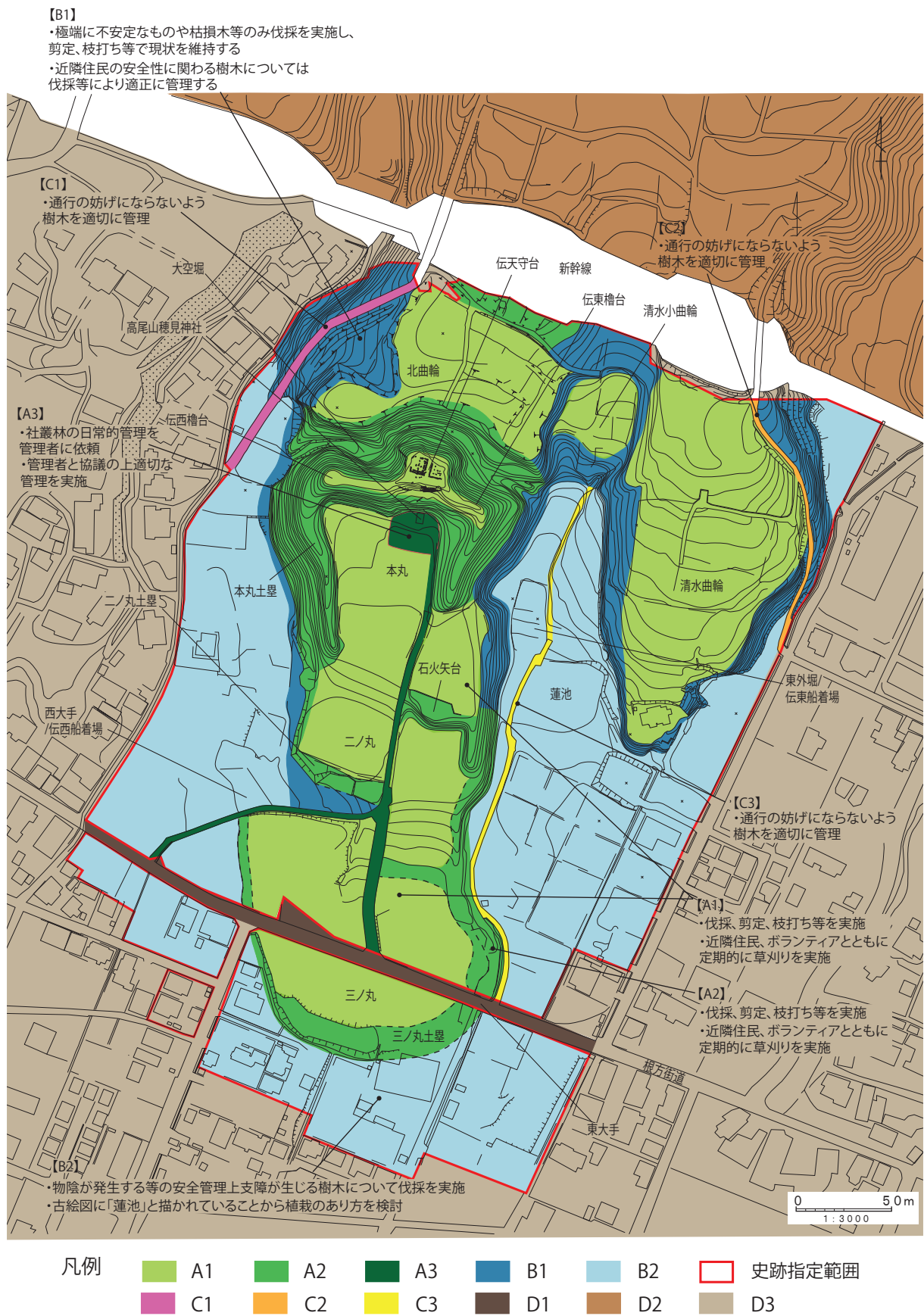
平成 29・30 年度に実施した樹木調査の結果に基づき、地区ごとの保存管理と活用方針に応じた植生管理の方針を定める。なお、史跡内の植生の概要は第 4-3 図を参照。

【A 区域】

- ・ A1、A2 区域について、遺構の保護や理解に影響を及ぼすおそれのある樹木や見学者にとって危険な樹木等は、ビューポイントの設定などによる必要性や安全性に十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。草刈りについても地元団体やボランティアとともに定期的に実施して、史跡の理解を妨げることのないように努める。
- ・ A3 区域の神社の社叢林は適切な景観の維持のため、日常的管理を依頼し、また伝天守台の前面に位置していることから、管理者と協議の上で適切な管理を行う。
- ・ 樹木や草木については、遺構や景観等に影響を及ぼすことから新たに植樹等を行うことは原則行わないが、調査研究によって過去の植生復元が行える等の整備に関わるもの、または遺構保護や見学者の安全のために必要なものについてはこの限りでない。

【B 区域】

- ・ B1 区域は、土砂災害特別警戒区域に該当する箇所も多く、ここの樹木は城郭の地形の保護に役割を果たしていることから、極端に不安定なものや枯損木等を除いて、伐採は行わず、剪定、枝打ち等で現状を維持する。ただし、近隣住民の安全性に関わる樹木については、この限りではない。
- ・ B2 区域にはかつて植樹された樹木が一部残っており、物陰が発生する等の安全管理上支障が生じている。これら樹木については伐採を行う。また、本区域は古絵図には「蓮池」と描かれていることから、調査研究を通じて B2 区域の植栽のあり方を検討する。



第 6-2 図 興国寺城跡植栽管理図

【C 区域】

- ・通行等の妨げにならないように周辺の樹木は適切に管理を続ける。

6－5 埋蔵文化財包蔵地の取扱い

D 区域は史跡外ではあるが、史跡に隣接する範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地である「興国寺城跡」や「根古屋丸尾遺跡」として登録されている（第 2-6 図）。現在のところ本法寺の土塁・空堀を除いて、中世遺構の発見例はないが、史跡との緩衝地帯という認識に基づき、D1 区域内の掘削行為は文化財保護法第 94 条、それ以外の D 区域においての掘削行為は同法 93 条等に基づいて遺跡の保護に努める。仮に興国寺城跡に関連する遺構の発見があった場合、6－2 に示した保存管理の方法に基づき、速やかに関係機関等と協議して保護措置の方法について検討する。

6－6 史跡の公有地化と追加指定

現在の史跡指定範囲は古絵図等に描かれる城郭の主要範囲をほぼ網羅しており、さらにこの範囲内の公有地化は 95% が完了している。今後は残り 5% に対して、公有地化事業を引き続き実施する。また、D 区域の民有地については原則公有地化を図ることはないが、6－5 に示したように周知の埋蔵文化財包蔵地内の保護措置において遺構等の発見があり、かつ遺構の現地保存が必要と判断された場合は、地権者等との合意のもと追加指定を検討する。

6－7 防災計画

(1) 平常時の対策

平常時では、以下の防災対策を行う。

①文化財に関わる情報の整理と把握

史跡に関する関係者、防災設備、施設、組織等の情報をとりまとめて保管し、関係各者が非常時に把握できるようにしておく。

②日常的な点検や記録の実施

定期的な巡回について、土砂崩落の恐れのある崖地や石垣などの危険箇所の抽出、確認を行う。

③災害の予防対策の実施

- ・台風・集中豪雨・強風・地震

定期的な巡回により崩落等が予見される地点については、崩落防止対策や注意喚起等を講じる。

- ・倒木

定期的な枯損木等を 6－4 の方針に従って対応する。

- ・火事

火事について類焼の原因となる恐れのある工作物や不法に投棄されたゴミ類等の撤去を日常的に実施するとともに、景観への配慮をしながら不法投棄等注意喚起の看板設置を行う。また現在は消火設備等が史跡内に存在しないため、防火訓練も定期的に行う。

- ・動物被害

史跡内では動物による遺構の損傷は現在のところ報告されていないが、根古屋地区ではシカ等が確認されているため、今後対策を講じる必要がある。

④危機管理体制の構築

災害発生に備え、沼津市教育委員会文化振興課担当職員は静岡県文化財課や消防関係機関、地域防災組織と危機管理体制を構築する。

⑤安全管理マニュアルの作成

適切な防災措置を講じるために日常的な防災対策や傷病者への応急措置、避難路の確認、誘導方法などを記したマニュアル作成を進める。

(2) 災害発生時の対策（第6-3図）

災害発生時では、以下の対応・対策を行う。

①被害状況の把握と県、文化庁への報告

災害被害によって史跡のき損等を受けた場合、直ちに沼津市教育委員会文化振興課職員が被害状況を把握し、静岡県文化財課を通じて文化庁へ報告を行う。

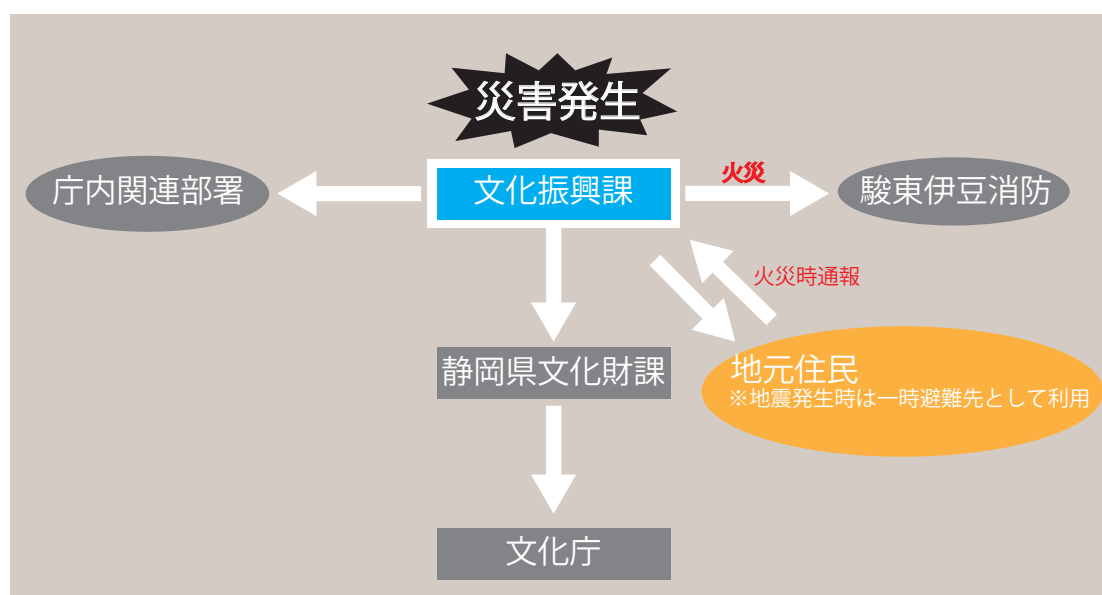
②応急的な対策

史跡に被害が生じた場合は、被害発生時の現場保存と被害拡大防止に努め、あわせて危険箇所への立入禁止、片付け等を行う。

応急的な措置については沼津市教育委員会文化財担当部署の判断でシート掛けや土のう積みなどを実施する。なお、6-3（ウ）にて記したように維持の措置については現状変更許可を要しないが、き損届の提出を行うと主に、関係機関との対応を協議する。この時、史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事が必要な場合は、専門委員の指導を経て現状変更申請を行い、文化庁の許可を得てから復旧する。

③避難地としての利用

史跡の曲輪内は根古屋地区周辺において広大な面積を有する平地となっていることから、災害発生時には史跡への影響を最小限にし、危険箇所への立ち入りを禁止した上で、短期間の避難地としての利用も行う。この場合、史跡内には土砂災害特別警戒区域ならびに土砂災害警戒区域が存在することから、これら区域へ立ち入らないように史跡内通路の封鎖等を行えるよう地元防災担当者に危険箇所の周知を図る。また災害に備えて史跡内に防災倉庫などの設置も検討されるが、史跡や景観への影響を最小限にとどめることを条件に現状変更申請許可を検討する。



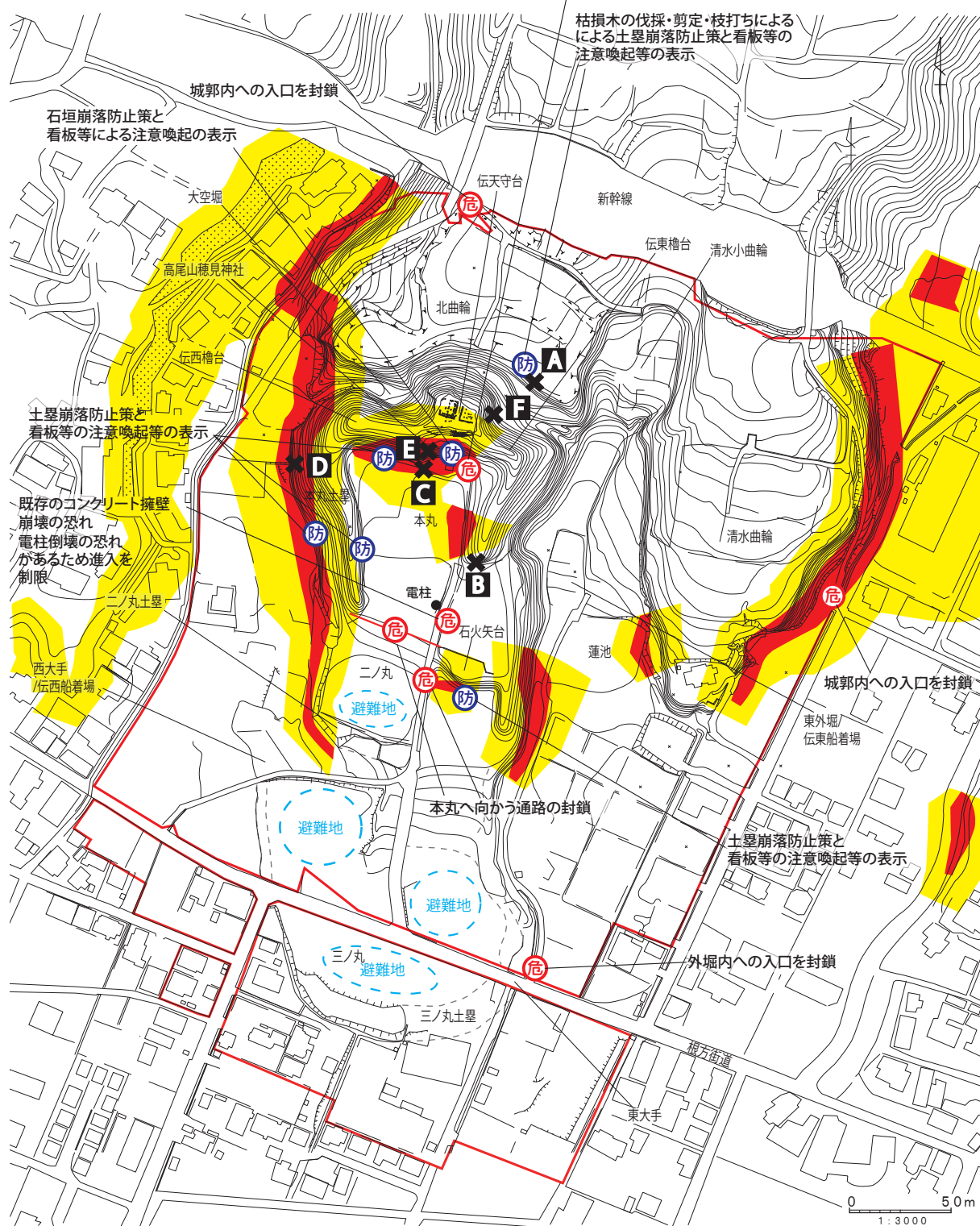
第6-3図 危機管理体制の構築

史跡全体

- ・不法投棄によるゴミ類等の撤去と注意喚起看板の設置
- ・消火用具の設置の検討

石碑・説明板・神社建物等の損壊の恐れ

枯損木の伐採・剪定・枝打ちによる土墾崩落防止策と看板等の注意喚起等の表示



凡例

- 防 平常時の対策箇所 土砂災害特別警戒区域 ✕ 近年発生したき損箇所(写真6-1)
危 災害発生時の対策箇所 土砂災害警戒区域 避難地 史跡指定範囲

第 6-4 図 過去のき損箇所と防災計画



A 平成 16 年 10 月 大空堀北側土塁崩落



B 平成 21 年 10 月 本丸土塁東側崩落



C 平成 23 年 9 月 本丸内神社西側倒木



D 平成 24 年 5 月 本丸土塁西側倒木



E 平成 24 年 5 月 本丸土塁北側崩落



F 令和 3 年 1 月 伝天守台倒木

写真 6-1 近年発生したき損箇所の様子

第7章 史跡の活用

7-1 活用の方向性

興国寺城跡では、平成12年度から遺構確認調査を継続的に実施してきており、一定の調査成果の蓄積があるが、第4章4-2に示したように、活用に関しては課題は多い。一例を上げれば、調査結果は平成31年3月に調査報告書が刊行されて成果は公開されているものの、専門的内容も多く、十分にその成果が市民等に伝わっていない状況にある。また史跡内はこれまで記載してきたとおり、北条早雲が在城したとされる時期から江戸時代初期までの様々な遺構が存在しているが、ネームバリューの大きさもあって現在の史跡の姿が北条早雲によって造られたと思っている見学者は少なからずいる。つまり、史跡の本質的価値である歴史の重層性や良好な城郭遺構を正しく伝えられていないということになる。

このことは整備の課題としても認識するものであるが、近年の山城への人気向上もあって見学者が増加している背景を考慮すれば、活用という視点からもその価値を正しく伝える取り組みは不可欠と考える。したがって史跡の価値を損なうことなく、それを将来に渡って継承していくために、第4章にて整理した6つの課題に対して、下記の方向性をもとに事業を継続的に実施していく。

- ①史跡の本質的価値を後世に正しく継承していくため、最新の情報に基づいた史跡の公開・企画・イベント等を実施する。特に次世代を担う児童生徒に向けた学校教育現場との連携を強化する。
- ②様々な媒体を活用した史跡の積極的な情報発信に努める。
- ③興国寺城跡を核として、周辺に点在する文化財等も包括した活用方を検討する。

7-2 活用の具体的な方法

(1) 史跡の公開

現在、史跡の本質的価値である遺構及び価値と関連する要素である出土遺物や歴史資料等の一貫した公開活用がなされていないという課題の解決のため、公開ガイドラインについて下記のとおり定める。

①公開活用の範囲

原則第6章にて示したA区域は公開活用を行う範囲とする。この区域内の遺構表示については城郭の最終段階の様相を示すことを原則とするが、戦国期の遺構も史跡を理解する上で重要な要素であるため、印刷物等により情報公開に努める。

②第1期整備工事と活用事業

第1期整備工事範囲（第8章参照）にて、伝天守台周辺が先行して整備される計画であることから、この範囲を第2期整備工事までの間、石垣や礎石などの城の中心的な遺構を見学し、過去の城主がみた景色を体感する「城跡学習ゾーン」とし、その他の未整備箇所は広い曲輪面積を利用して行う「体験学習ゾーン」とする。なお、体験学習ゾーンでは史跡の発掘調査現地説明会等の最新の情報を公開することで、長期間主要な曲輪が閉鎖となる計画の第2期整備工事に向けて機運を高める。

③出土遺物の取扱い基準

出土遺物については、沼津市文化財センターでの公開を原則とし、史跡隣接地に計画するガイダンス施設等では実物の展示は行わない。ただし、現地での企画・イベントの際には職員立ち会いのもとで公開も検討する。また他市区町村等で実施される特別展などへの出品はその内容を精査した

上で、原則公開をする。その際の写真撮影等については情報発信の考えに基づき、遺物に影響が出ない範囲内で認め、その存在を幅広く公開するものとする。

④関連する歴史資料の取扱い基準

興国寺城跡に関連する歴史資料については、「史跡興国寺城跡調査報告書 史料調査編」にて概ね把握されていることから、この報告書を基礎に活用を図る。沼津市が所有する歴史資料も出土遺物と同じく、実物は史跡隣接地に計画するガイダンス施設等では展示せず、市内に所在する博物館等での展示とすることを原則とするが、特別展等では積極的に公開し、また資料に影響が出ない範囲で、写真撮影等も認める。

(2) 史跡における企画・イベント等による普及啓発

①講演会・現地見学会・特別展による普及啓発

史跡の価値を正しく伝えるためには、定期的な企画・イベントの実施が不可欠である。そのため調査研究成果や事業の進捗等を公開することを目的とし、対面式による講演会、現地見学会の開催や市内の教育施設等を利用した企画展を実施する。また、令和3年度段階に流行した新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策や遠隔地からでも史跡の情報を得られるように、オンラインでの開催も検討する。

②学校教育現場での活用

現在、学校教育現場における史跡の利用頻度は決して高いものではなく、史跡の利用は高齢者を中心としたイベント参加者に固定されている傾向がある。そのため学校教育現場に対し、これまでも実施してきた出前授業や職業体験の受入の強化を図るとともに、学校授業で利用できる史跡の写真や解説を施したデジタルコンテンツ等の提供を進めて、次を担う世代への普及啓発を行う。

③多様な環境を活用した地域の魅力の向上

第3章において興国寺城跡は遺構や城郭の歴史以外にも愛鷹山という立地や湧水などの「環境」にも文化財的価値があることを整理した。この価値については行政以上に地域住民が愛着をもっていることが多い要素のため、地域住民による歴史以外での複合的なイベントがスムーズに運営できるようにサポートを行い、これによって史跡の新たな利用者層を獲得することを目指す。

④地域の場としての活用

興国寺城跡は江戸時代末期に高尾山穂見神社が鎮座するなどもあって、城跡活用以外の利用もある。例えば、地元住民を中心に賑わいをみせる神社の祭典は毎年実施されており、令和元年度には祭典と同時開催で「伝統文化体験」を実施した実績がある。このような史跡の価値と地域の催しを連携させた「地域の場」としての活用も検討する。

(3) 景観・眺望の再現

①城の景観再現とまちづくりと一体となった景観・眺望の保全

伝天守台からは北に富士山・愛鷹山とその南麓に展開する茶畑を、南には旧浮島沼、千本松原、駿河湾、伊豆半島を見渡すことができる。この景色の一部はかつての城主が見た景色であるが、こうした景観や史跡からの眺望は史跡単独ではなく、まちづくりと一体となった活用を進めなければ保つことができない。そのため、現在もある「興国寺城通り」のように地域の中に城やその歴史に関連する名称が認知されるように検討し、地域の魅力的な資源として興国寺城跡が周辺の景観と一体となるまちづくりを地域住民へ提案する。

(4) アクセス

①周辺文化財との連携による観光散策ルートの構築

史跡や周辺の文化財をつなぐストーリー設定や地域独自の魅力の整理が充分でなく、興国寺城跡はもとより、城跡以外の文化財にアクセスする見学者が少ないという課題がある。個々の文化財での駐車場整備によって解決される点もあるが、興国寺城跡を浮島地区の核となる文化財に位置づけ、城跡を拠点に文化財まちあるきマップ等を活用した地域の文化財をつなぐ事業を検討・展開する。

②アクセス方法の改善

史跡整備や周辺の道路環境の改善により、史跡周辺の環境は大きく変化することが予測されることから、①の方策と同時に、新規ルートの設定や自家用車以外のアクセス方法も検討を進める。

(5) 産業・観光事業との連携による新たなコンテンツの創出

令和3年段階では、公益財団法人日本城郭協会より続日本100名城に認定されていることから、続日本100名城を巡るスタンプラリーが実施されている。またNPO法人沼津観光協会によって興国寺城跡の「御城印」が頒布されているほか、地元業者による北条早雲公を顕彰する食品等も販売されている実績がある。

こうした現存するコンテンツの積極的な利用や関係団体と連携を図ることはもちろん、こうした史跡を活かした新たなコンテンツの提示や商品の販売は、史跡の知名度向上にもつながることから、誰もが新たなコンテンツ作成を行えるように(6)に示すような情報発信や史跡に関する写真等の素材をオープンデータとして提供していく。

(6) 情報発信

①印刷物の刊行、ホームページ、SNS等の充実

令和元年度には調査報告書の概要を示した「興国寺城跡ガイドブック」や興国寺城跡と周辺の文化財をめぐる「文化財まちあるきマップ(浮島編)」(第7-1図)等を作成しているが、こうした調査成果を反映させた印刷物を充実させるほか、ホームページ、沼津市公式SNSなどによる情報発信や公式チャンネルによる動画配信等によって史跡の価値や事業の進捗などの情報発信を積極的に実施する。

②地域に蓄積された情報の発信

史跡側からの一方向の情報発信だけではなく、史跡に係る地域からの情報についても文化財の情報として蓄積に努め、これを調査研究に活かし、その成果はパンフレット等にて積極的に情報発信を検討する。



講演会



親子で巡る文化財

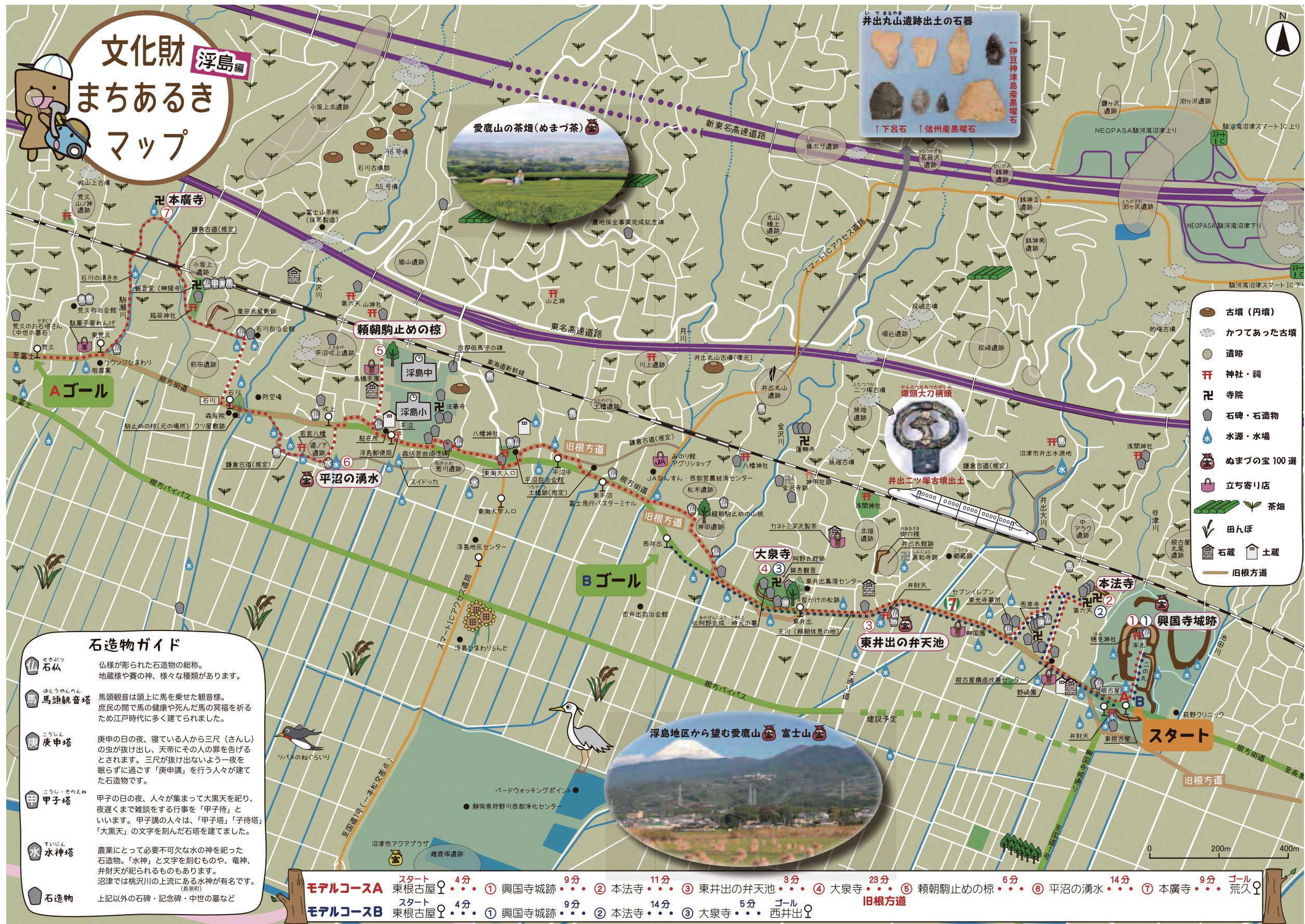


小学校学校遠足



公共施設での情報発信

写真 7-1 史跡活用に関わる事業



第 7-1 図 文化財まちあるきマップ (浮島編)

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/bunka/doc/b_machiarukimap_r2_ukishima.pdf